

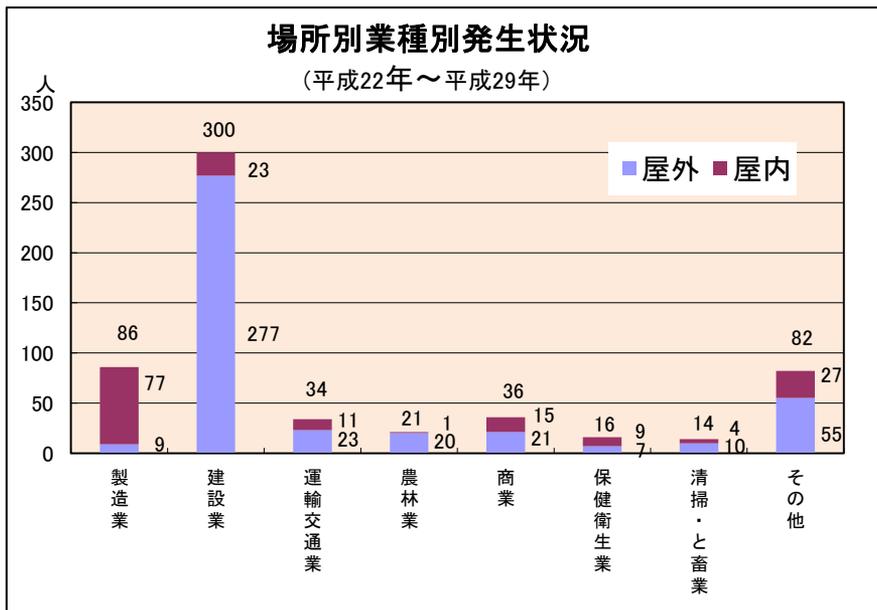
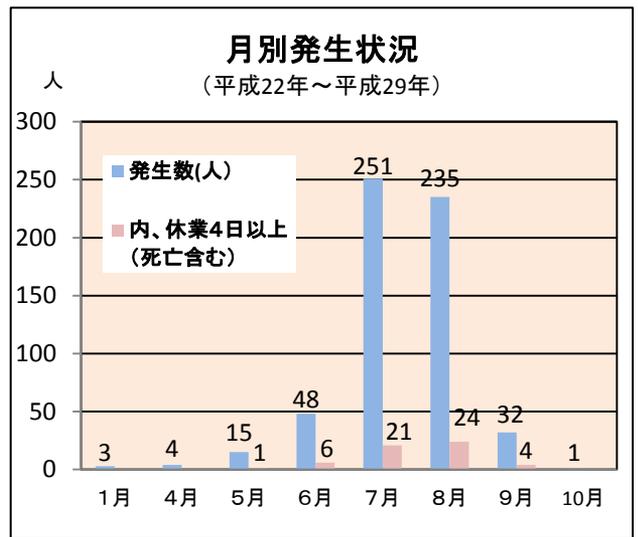
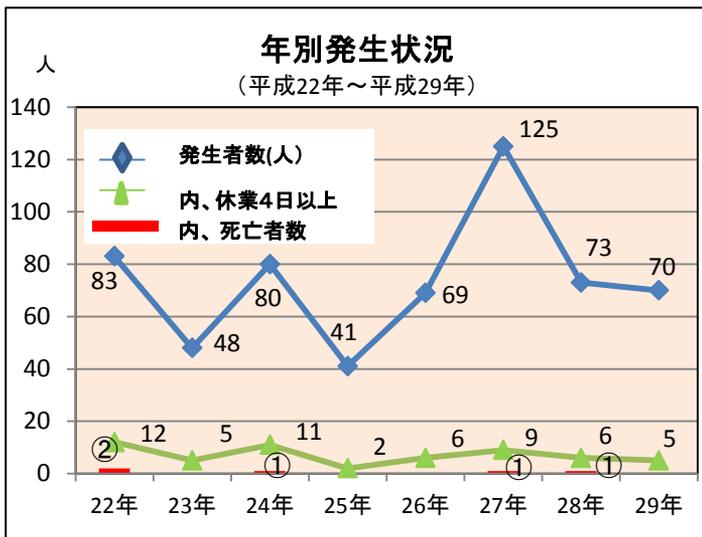
STOP！熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン

—熱中症予防対策の徹底を図りましょう—

県内の職場における熱中症の発症者数は、平成27年以降、毎年70人以上となっています。厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者が協力して、熱中症予防に取組みましょう！



岩手労働局・労働基準監督署



●クールワークキャンペーン実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで

H30.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

← キャンペーン期間 →

●事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。また、確実に実施したか確認しましょう☑

準備期間(4月1日～4月30日)

- 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備
- 作業計画の策定等
- 設備対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装等の検討
- 教育研修の実施
- 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立
- 緊急事態の措置の確認



キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

STEP 1

暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- 暑さ指数を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 涼しい服装等
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理等
- 労働者の健康状態の確認



クールベスト

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか



異常時の措置

少しでも異変を感じたら
**ためらわずに病院へ運ぶか、
救急車を呼びましょう。**

重点取組期間(7月1日～31日)

- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的にとりましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんととりましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょう。



梅雨明け

